

●ウミガメ保護柵内には立ち入らないこと

・永田浜では、ウミガメの地中の卵や子ガメを人間の踏みつけ等による影響から守るため、ウミガメ保護柵を設置しています。

・地中の卵や子ガメを踏みつける可能性があるため、ウミガメ保護柵内には立ち入らないでください。

●焚き火をしないこと

・産卵が始まる4月下旬からふ化が終わる9月下旬までの間、砂浜のいたる所にウミガメの卵が産み落とされています。この時期に焚き火はやめてください。地中の卵や子ガメが焼け死んでしまう恐れがあるほか、光に向かう性質のある子ガメが焚き火に飛び込んでしまいます。

●キャンプ禁止

・永田浜でキャンプすることは自然公園法によって禁止されています。

●土石（砂）の採取禁止

・永田浜において土石（砂）を採取することは自然公園法によって原則禁止されています。

・土石（砂）を採取することで、ウミガメの産卵ふ化場所である砂浜の減少につながります。

2. 夜間のみ適用されるルール

(1) 利用制限に関するルール

ウミガメ観察に訪れる観光客・利用者にレクチャーを受けてもらうことで観察のルールを徹底し、ウミガメへの影響を抑えるためのルールです。ツアーで永田浜を利用する旅行会社やガイド事業者等もご協力をお願いします。

永田浜では、ウミガメ保護のため、5/1から8/31までの19時30分から翌朝5時00分までの間、浜への自由な立ち入りはご遠慮願います。ウミガメ観察を希望する方は、時期により以下のルールの通り、ご協力をお願いします。

●5月1日～5月15日に訪れる方

この時期には、ウミガメの上陸シーズンが始まっています。ウミガメの保護のため、浜への立ち入りはご遠慮願います。

●5月15日～7月31日に訪れる方

永田ウミガメ連絡協議会が実施する【ウミガメ観察会】にできるかぎり参加をお願いします。

【ウミガメ観察会】

参加者の人数を制限することで、参加者の安全を確保し、観察のルールを徹底することができます。

●観察会の定員は80名を目安とする（団体は除く*）。

●案内人1名あたりの観察人数の上限は30名を目安とする（団体は除く*）。

●8月1日～8月31日に訪れる方

7月中旬4月以降、永田浜ウミガメ保全協議会永田ウミガメ連絡協議会に問い合わせてください。

この時期、昨年平成 27 年度までは NPO 法人屋久島うみがめ館が【夜間臨時開館】を行い、永田浜へ訪れる見学者へウミガメに関するレクチャーを行っていました。~~同団体の活動（調査、夜間開館等）はボランティアの手によって支えられており、現在のボランティアが不足~~

~~している状況では、今年の夜間臨時開館が行えない可能性があります。夜間臨時開館の実施については、ボランティアの参加状況により7月中旬に決定します。~~

平成 28 年度からは、NPO 法人屋久島うみがめ館と永田ウミガメ連絡協議会が協力体制をとり、実施主体が永田ウミガメ連絡協議会に変わりました。

(2) 観察に関するルール

(ア) 共通ルール

夜間永田浜に訪れる全ての方にご協力をお願いするルールです。

1. 事前にレクチャーを受けること

浜に立ち入る前に、守るべきルールやウミガメの生態系等に関するレクチャー(説明)を受けてください。

2. スタッフの案内に従うこと

永田ウミガメ連絡協議会やNPO法人うみがめ館のスタッフがウミガメへの影響を抑えるために誘導や案内を行います。観察会や浜では、スタッフの案内に従ってください。

3. 光は消すこと

ウミガメは光に非常に影響を受けます。産卵期のウミガメは光を嫌い、また子ガメは本能的に光に向かって進んでしまいます。懐中電灯はもちろん、携帯電話など光の出る機器は、事前に電源を切ってください。

また、道路から漏れ出す車のライトもウミガメに影響を与えます。永田浜付近を走行するときは、ロービームでの走行をお願いいたします。

4. むやみに歩かないこと、騒がないこと

人の気配に気付いたウミガメは、上陸をやめてしまいます。また、子ガメは 23 時までには約 80%が海へ帰ります。ウミガメへの影響を最小限にするため、浜では一列で移動し、列から外れたり、波打ち際は歩き回らないでください。暗くなった浜では、騒がず静かにしてください。

5. ウミガメには近づかないこと、触らないこと

上陸中や穴掘り中のウミガメや脱出したばかりの子ガメはとても敏感ですので、スタッフの指示がある場合を除いては、近づかないでください。また、ウミガメには、絶対に触らないでください。